

食のスタートアップ支援業務委託 募集要領

1 趣旨

多様な食文化が根付く本市における飲食業の起業支援のため、株式会社阪急オアシスと連携し、神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店・地下一階キッチン&マーケット内の一区画に、飲食店の起業を目指している事業者を対象に「チャレンジの場」を提供する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

食のスタートアップ支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「食のスタートアップ支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

1,395,000円（消費税・地方消費税含む）

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であることとする。

- (1) 本社または本店所在地が神戸市内にあること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和6年5月20日(月曜)
(2) 参加申請関係書類・質問票提出期限	令和6年6月5日(水曜) 17時必着
(3) 質問に対する回答	令和6年6月14日(金曜) 予定
(4) 企画提案書・見積書の提出期限	令和6年7月5日(金曜) 17時必着
(5) 選考審査会	令和6年7月中旬予定
(6) 委託事業者決定通知	令和6年7月下旬予定
(7) 契約締結・業務開始	令和6年8月1日(月曜) 予定

5 参加申請関係書類の提出

(1) 受付期間

令和6年5月20日(月曜)～令和6年6月5日(水曜) 17時まで

(2) 提出方法

本要領11に記載の担当部署に**持参**又は**郵送**すること

(3) 提出書類

①参加申込書(様式1号)

②参加資格確認書(様式2号)

③法人登記簿謄本(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)

④団体概要(様式3号)

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可

⑤法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書(直近1年分、写しでも可)

※滞納がないことを証明する納税証明書によること

※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること

⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)

⑦共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑥を提出すること。

※神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、③及び⑤の提出は不要。

6 質問票の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年5月20日(月曜)～令和6年6月5日(水曜) 17時まで

(2) 提出方法

質問票(様式6号)に必要な事項を記載し、本要領11記載の担当部署に**電子メール**で提出す

ること。質問票（様式6号）以外の電話等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の情報については公表しない。

(4) その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7 企画提案書・見積書の提出

(1) 受付期間

令和6年5月20日（月曜）～令和6年7月5日（金曜）17時まで

(2) 提出方法

本要領11記載の担当部署に提出すること。

なお、紙については**持参**又は**郵送**、電子データについては**電子メール**で送付すること

(3) 提出書類

①企画提案書（様式不問、A4サイズ）

下記事項については必ず記載すること。また、下記以外の事項についての提案については、場合によっては審査上の加点事項とする。

- ・支援対象者の募集方法
- ・開業・経営支援の実施内容
- ・各種広報の方法
- ・事業実施体制
- ・類似業務の実績

②見積書（様式自由）

③その他補足資料（任意、様式自由）

(4) 提出部数

紙（正本1部、副本7部）と電子データ（PDFファイル）の両方を提出すること

※正本は提案事業者名入りの表紙をつけること。

※副本はいずれのページにも提案事業者名および提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

8 選定方法及び結果の通知

(1) 提案審査会の開催

①日付 令和6年7月中旬予定 ※詳細は応募者に別途通知

②場所 三宮ビル東館内

(2) 審査方法

①審査員は、応募者が企画提案書に基づき行うプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。なお、参加申込企業が1者の際は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行う。

- ②委託候補者選定については、提案内容について評価を行い選定する。
- ③審査員は、別紙の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各審査員の合計点の平均が最も高い応募者を委託候補者とする。なお、各審査員の合計点の平均が60点未満の応募者は失格とする。
- ④各審査員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「1目標達成に向けた工夫」の点数が高い事業者を委託候補者とする。なお、すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ⑤審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(3) 選定結果の通知

令和6年7月下旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

9 契約の締結

- ・「8(1)提案審査会」における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ・契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

10 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を本要領11記載の担当部署まで持参または郵送にて提出すること。

11 問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 板戸・岸本

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8階

電話：078-984-0334 FAX：078-984-0299

E-mail：shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp

(別紙)

評価項目	評価基準	配点
1 目標達成に向けた工夫		55 点
募集・選定方法	飲食店の起業を目指す人から応募が得られるような工夫がなされているか。支援対象者の選定において、適切な審査員の配置、採点の設定をしているか。	20 点
開業・経営支援	支援対象者が神戸市内において継続して事業を続けられるような支援内容となっているか。	20 点
広報	多くの人から認知を得るために効果的なものとなっているか。	15 点
2 実施体制		35 点
事務局体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者および担当スタッフが十分に配置されており、事務局体制も整っているか。	15 点
実績	本業務を遂行するにあたり、十分な経験と実績を有しているか。	20 点
3 事業費		10 点
見積金額	価格評価点=10 点満点× (最低提案価格/事業者の提案価格) ※小数点第 1 位四捨五入	10 点
合計		100 点